

## 平成27年第5回教育委員会会議録

日時：平成27年3月27日（金）

午後6時開会

場所：61会議室

出席委員	委員長	坪井	守
	職務代理者	庄山	昭子
	委員	松本	昭彦
	委員	滝澤	多佳子
	教育長	石川	博之

出席者

教育次長	川合陽一郎
教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	國分靖久
学校教育課長	森昌彦
教育研究支援課長（兼）教育研究所長	土性孝充
生涯学習課長 （兼）津城跡整備活用推進担当副参事	野田剛史

坪井委員長 それでは、平成27年第5回教育委員会を開催します。傍聴はないようですので、本日の議案等について概要の説明をお願いします。

教育次長

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、第13号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について、第14号 津市立幼稚園の利用負担額の徴収に関する規則の制定について、第15号 津市立幼稚園則の一部の改正について、第16号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の制定について、第17号 津市立幼稚園に在籍する幼児の預かり保育に係る利用者負担額に関する規則の制定について、第18号 平成27年度津市学校教育推進計画について、第19号 津市社会教育委員の辞任について、8件の議案について、御審議をお願いします。

坪井委員長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第12号から議案第19号の議案8件です。このうち、議案第19号の1件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第4号の規定に該当するため非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 それでは、議案第19号につきましては、非公開と決定します。今日もたくさんありますので、特に本当に必要なものについては時間をかけなければならないと思いますが、これでいけると思われるものについては、委員の皆様も考えていただいてご意見をいただければと思います。

議案第19号 津市社会教育委員の辞職について

議案第19号 非公開で開催

議案第19号 原案可決

坪井委員長 それでは、議事に入ります。議案第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定につきまして、説明の方、申し上げます。次のページを御覧になっていただけますでしょうか。1の改正理由でございます。先程もお話ございましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係規則につきまして、所要の規定の整理を行うものでございます。2の主な内容といたしまして、(1)の津市教育委員会会議規則の改正でございますけれども、二つの項目に分かれておりまして、まずアの項目なんですけれども、教育委員会委員長制度の廃止に伴いまして、委員長及び委員長職務代理者の選任方法などの規定を削除しまして、委員長の文言を教育長に置き換えの方をしております。イの項目ですが、今回の改正後の法の法第14条第9項で会議録に関する規定が追加されました。本規則にも、会議録の公開に関する規定を追加いたしますとともに、その他必要な条文の整備を行うというものでございます。恐れ入ります、(2)の、津市教育委員会会議傍聴人規則の改正をご説明いたします。こちらの方も、教育委員会委員の委員長制度の廃止に伴いまして、委員長の文言を教育長に置き換えるものでございます。それから、(3)の津市教育委員会公告式規則の改正でございますけれども、こちらも同様の改正でございます。委員長の文言を教育長に置き換え、その他、必要な条文の整備を行うものであります。それから、(4)の津市教育委員会事務委任等に関する規則の改正でございますけれども、改正後の法の第25条の第3項におきまして、教育長の教育委員会への報告事項の規定が新たに追加されたことに伴いまして、報告事項の規定を追加しまして、その他必要な条文の整備を行うというところでございます。それから、(5)の津市教育委員会事務局組織規則の改正でございます。これは二つに分かれておりまして、アの項目でございますけれども、法の第13条の第2項の規定により指名されました教育長の職務を代理する者から委任された事務を教育次長が行う規定を追加するというものでございます。それから、イの方が、二つありまして、総合教育会議の分掌事務を、教育総務課企画管理担当へ位置づけるためにですね、分掌事務の既定の追加を行いまして、その他条文の整理を行っております。それから(6)の津市教育委員会公印規則でございますけれども、教育委員会委員長の印を削除するというものでございます。次の3の施行の期日でございますけれども、基本的には平成27年4月1日になりますけれども、(2)にございますように、新制度では、これまでの委員長と教育長を一本化して新たに教育長を置くこととなります。条例の施行の日以降でありましても現在の教育長が在職する間は、従前の例によります。また、改正前の、先ほど申し上げました2の(1)のアの部分、(2)、(3)、(5)のアの部分、及び(6)の規定につきましては、なお、その効

力を有することになります。以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

坪井委員長 説明は以上です。御質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。新旧対照表がつけてもらっていますが。

教育総務課長 こちらが一つずつの、ひとつの新旧対照表ということになっております。

坪井委員長 いずれ新教育長になるということですから、委員長というのとはなくなっていくというそういう前提の下の改正ということで。ただ、当面、現教育長が在任中は従来どおりということですね。

教育総務課長 はい。

坪井委員長 よろしいでしょうか。私はこれを何度か読ませてはいただいているので、特に初めて見る訳ではないのですが、他の委員さんはよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 では、他御意見はないということですので、議案第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について原案どおり承認することにしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 御異議ないようですので、議案第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定については、原案どおり承認します。

坪井委員長 次に、議案第13号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課長 はい、それでは議案第13号、津市教育委員会事務局規則の一部の改正につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますけれども、改正の理由のところを御覧になっていただけますでしょうか。総合的な学力向上を推進していくために、教育研究支援課の体制を見直しまして、各学校への指導助言体制の充実を図ることを目的といたしまして、津市教育委員会事務局組織体制の一部の改正を行うものでございます。具体的には、津市教育委員会事務局組織の一部を改正する教育委員会規則新旧対照表を御覧にいただけますでしょうか。左の欄の改正後でございますけれども、教育支援担当に、授業改善に係る指導及び助言に関することを新たに加えた、というものでございます。以上で説明を終了いたします。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

坪井委員長 説明は以上です。御質問等はございますでしょうか。改正の理由が次のページにあります。よろしいでしょうか。これも、以前から、何度か言っていたことなので。議会の方でも総合的な学力は何かという質問は、あまりなかったですね。これでわかるのですかね。

教育長 教員席でない方は、イメージとして、わかる。理解していただけます。

坪井委員長 そんな感じで、前も課長がそう言ってみえましたね。

庄山委員 私たちも言葉として、新しい言葉としてとらえました。

坪井委員長 よかったですね。では、他にないようでしたら、議案第13号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について原案どおり承認することにしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 御異議ないようですので、議案第13号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正については、原案どおり承認します。

坪井委員長 次に議案第14号 津市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長 議案第14号 津市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関する規

則の制定について、説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、この規則第1条ですが、この規則につきましては、津市立幼稚園の利用者負担額に関する条例第4条の規定に基づき、津市立幼稚園における利用者負担額の徴収に対し、必要な事項を定めようとするものです。まず、第2条にあります「市長は利用者負担額を教育・保育施設利用者負担額納入通知書（第1号様式）、これは、次のページにございますが、この1号様式によりまして払込みまたは口座振込の方法によって徴収する」ということとございます。それから利用者負担額の告知でございますが、「納入告知は、教育・保育施設利用者負担額納入通知書により納期限前10日までに教育を受けた子どもの支給認定保護者に対してこれを行うものとする。」ということとございます。それから第4条に係りましては、「過誤納に係る利用者負担額があるときは、当該過誤納金に係る支給認定保護者にこれを還付するものとする。」ということです。その時は、第4条の3にあります「教育・保育施設利用者負担額過誤納金還付（充当）通知書（第2号様式）により通知するものとする。」ということで、次の先程の第1号様式の次のページでございますが、第2号様式でございますが、これが過誤納金還付の通知ということとございます。それから、第5条でございますが「利用者負担額の徴収に従事する職員は、教育・保育施設利用者負担額徴収職員証（第3号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない」ということとございますが、それにつきましては、その次にございます第3号様式、これを携帯するということとございます。この規則は、平成27年4月1日から施行するということとございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

坪井委員長 説明は以上ですが、御質問等はございますでしょうか。

私の方から1点。第3号様式の裏の5の「有効期間は、発行の日から4年とする。」という根拠は何かあるのですか。どうしてこの有効期間を4年とされたのかを聞かせていただければと思います。

学校教育課長

学校教育課長 この様々な様式なんですけれども、これにつきましては、特に国が示したというものではございませんでして、基本的には保育と同じような様式を基本にしながら、いろいろな部分な修正をしたもので、その辺りが関係するのかなと思うんですけれども、申し訳ありません、4年の根拠については、今はっきりとは申し上げられません。

坪井委員長 また、わかったときでけっこうですので、教えてください。

他によろしいですか。

松本委員

松本委員 第4条について伺いますけれども、納付するときに間違っ  
て納付しても戻しません、みたいな話だと困るんですけども、過誤納金  
については払い戻すということなんですけど、特別なことなんでしょうか。  
それとも、還付還元は普通に事務処理などについても過誤納金について  
もできることなんでしょうか。大学なんかの授業料は間違っ  
て入れ過ぎても返らないみたいなことがあ  
ったりするんですけども。

坪井委員長 学校教育課長

学校教育課長 今までは途中で退園しても返すことはありませんでしたが、  
今後は返すこととなります。過誤納金とはこちらのミスにより納められた利用者  
負担額について、返すというものです。

坪井委員長 他にないようでしたら、議案第14号 津市立幼稚園の利用者負  
担額の徴収に関する規則の制定については、原案どおり承認することとしてよ  
ろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 御異議なきようですので、議案第14号 津市立幼稚園の利用者  
負担額徴収に関する規則の制定については、原案どおり承認することとします。

続いて、議案第15号 津市立幼稚園則の一部の改正について、事務局から  
説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長 はい、学校教育課長でございます。議案第15号、津市幼稚園  
則の一部の改正について説明をさせていただきます。よろしく  
お願い致します。お手元の資料ですけれども、まず元の幼稚園則  
でございますが、6枚めくっていただいたところの、9の、平成18年1月1日の教育委員会規則第15号として幼稚園則  
がございますけれども、それを見ながらということで、お願い  
したいと思います。まず、第2条中の、住所を有する満3歳を「居住し、入園する年度の4月1日において、別表に規定する教育開始年齢」に改め、同条の但し書きを削るということ  
でお願いします。それから、第3条ですが、各幼稚園

の定員は別表のとおりとする、ということで、お願いをいたします。それから、第4条の見出しを、「教育期間」に改め、同条中の「保育期間」を「教育期間」に改める、ということでございます。それから、第6条については、利用者負担額については、津市立幼稚園の利用者負担額に関する条例に定めるところによる、ということでお願いします。附則に、別表を加えるということでお願いします。今までは、幼稚園則に、園名と学級数しか書かれていなかった訳でございますが、そこを定員と、教育開始年齢、満4歳のところと、満3歳のところがございまして、それを明記させていただいたということでございます。この附則は、平成27年4月1日から施行ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。説明は以上です。

坪井委員長 質問等ありますでしょうか。

別表のところ、定員がそれぞれ60人とか90人とかあるのですが、その基準はどうやって取り決めるのですか。

教育長 現在の、幼稚園のクラス編成基準でカウントしたときに何クラスあるかというのは、それぞれのところには定数が30とか決めていますので、その数字で書いた掲載です。規則に書いてあるのは。

坪井委員長 要するに、現実入ってくる子どもたちの利用者数と、定員の乖離というか、開きというのは、それに見合ったように定員を作っているのか、どうなんですかね。

教育長 これは施設定員です。保育所の場合は、お金の流れの関係で、利用定員とですね、施設定員と、明確に色んな意味がすごくあって、少し子どもが減ってきたら、人数を、定数を下げて、その分費用をちゃんと確保して、ということになるんですが、幼稚園はそれがございませぬので、部屋が二つあって、4歳5歳だったら、30、30名という、そういう数字がここに上がってくるということです。

坪井委員長 たとえば、敬和幼稚園は何人ぐらいですか。

学校教育課長 12、3人です。

坪井委員長 説明はよく分かるのですが、定員60人と現実が、10何人というのは、なんとなく違和感を感じるのですね。まあ、これは意見ですので、結構



です。

教育長 おっしゃられるとおりになんですけれども、これがもし保育所でしたら、60人定員にしておくのと、1人1万円ねってことになりますが、30人しかいなくて30人定員にすると、1人あたり3万円、とかいって額が変わるんです。幼稚園の場合は、これが20何人でも全然かわらないんです。結構無頓着な形で、利用定員が全てになりますので、実際に敬和幼稚園は何人の幼稚園の規模なの、って言った時は、利用してみえる子どもの数だけ言えばいいんですけども、従来から伝統的に60とかっていう数字を捉えて、津市は5割しか入っていないとかという言い方をされるので、歪曲したとらえ方をされるというのが事実なんです。

坪井委員長 他にどうでしょうか、御質問、ございませんか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 では、議案第15号 津市立幼稚園則の一部の改正について原案どおり承認することにしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 御異議なきようですので、議案第15号 津市立幼稚園側の一部の改正については、原案どおり承認することとします。

それでは次に、議案第16号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長 議案第16号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の制定について、説明させていただきます。まず、この規則の趣旨でございますが、この規則は、特定教育・保育施設及び特定地域連携型保育事業の利用に係る利用者負担額並びに子ども・子育て支援法第28条第1項の特例施設型給付及び第30条第1項の特例地域型保育給付費の算定に関し必要な事項を定めるものでございます。第2条にこの規則における保育所や幼稚園の利用者負担額についての説明が書かれております。第3条の(1)がいわゆる幼稚園、1号認定に係るものでございます。法の第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「1号認定子ど

も」)これが幼稚園になりますが、これに係る利用者負担額を別表第1により算定する額ということで、お手元の資料に附則が付いております。附則1から附則5というのがございます。附則別表第1、ここに利用者負担額が定められております。元に戻りまして(2)、(3)につきましては、2号認定子ども、3号認定子どもについてが、それぞれ別表第2、別表第3にその額が示されているということが記載されています。それから、第3条2ですが、月の中途において、特定教育・保育施設等の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は日割計算により算定するものとするということ。それから第3条3でございいます。前の規定により算定した利用者負担額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとするということが、そこに書かれております。それから第3条4ですが、第1項第2号の規定にかかわらず、同号に掲げるものが満3歳に達した日以後の最初の3月31日までの間における利用者負担額は、別表第3により算定する額とするということです。それからかかわる部分としましては附則のところ経過措置というのがありますが、これが言わせていただいた1号認定の利用者負担が別表第1ですけれども、その前のところに附則1から、附則別表第1、これが平成27年度の利用者負担額ということで、それから附則別表第2、これが、平成28年度の利用者負担額ということで、別表第3、第4、第5のところ、最終的に平成31年度までの経過措置が記載されています。そして平成32年度から、先程申し上げました利用者負担額ということでスタートするというところでございます。説明は以上です。

坪井委員長 説明は以上ですが、御質問等はございますでしょうか。

庄山委員

庄山委員 この利用者負担額ですけれども、この表がたくさんありまして、非常に分かりにくいというか、見にくいというか、簡単に説明をしていただきたいんですけれども、32年度になると、きちっとして経過措置が終わって、きちっとした金額になるとそれは分かりました。現在のところ津市立の幼稚園には全て一定の額なんですか。ではない。それがまず一つ。ちょっと分かりにくいので。

坪井委員長 学校教育課長

学校教育課長 まず、利用者負担額については、平成27年度に入園する以前の方については、卒園するまでは、6,000円です。ただし、27年度以降についてはそれに、減免というか、2,000円というような方があるかと思

うんですけれど、それはその部分については、27年度から適応されます。

坪井委員長 教育長

教育長 現在は、一律6,000円なんですけど、その方については、就園奨励補助という意味で、減額措置をとっています。ですから、実際には全員が6,000円なんですけれども、低所得の方については、減額措置というの、法律も設けていますので、一部6,000円でない方も中にはいらっしゃいます。27年度からは、今と同じく全員が6,000円が基本なんですけれども、就園奨励減免がこの制度が無くなりますので、あらかじめ6,000円の額を低所得の方は減額する必要が生じてきたんです。減額をするんですけれども、1月に国が国の基準表の低所得をものすごく低くしてきたので、津市は高い方については、応能負担でとらずに6,000円で27年度についてはキープしますけれども、国がこれだけ低い、低所得の方について軽減措置をとってきたのでこれだけは津市も、取りましようということで、そこにある27年度は2,000円という方達が出てきます。

庄山委員 そうすると、32年度になりましたら、最終的にはいくらになるんですか。

坪井委員長 教育長

教育長 31年の次のページを御覧頂きたいんですが、その別表1というのがあるんですが、その別表1というのは、公立幼稚園だけではなくて、幼保連携型認定子ども園の1号の子どもにも適応される。で、27年から始まる民間の認定子ども園についてはいきなりこのページの17,600円というのが利用者負担額になります。ここに向けて公立は均等に5年間かけて段階的に上がっていくというような構図になります。

庄山委員 17,600円で、後は2,000円の方から17,600円の方まで段階があるということなんですね。

教育長 ちなみに、国の基準は先程の別表1の17,600円と書いてある所が25,700円です。津市はこの68パーセント分の17,600円という、概ねですよ、設定をしています。

庄山委員 今まで、駄目とかそういうことではなくて、いろいろ考えていただいて、こうなったんだと思うので、駄目とかそういうことではないんですけれども。

坪井委員長 教育長

教育長 ちなみに参考までになんですが、多子軽減の施策を国は結構とっておりますので、これは第1子の金額です。2人目の子どもさんが入ってくると、これの2分の1、そして3人目のお子さんは0ということになりますので、随分軽減されます。それともうひとつですね、新たに幼稚園これまでなかったんですけれども、母子世帯の軽減もこれでかけていくことになってきますし、そういう運営措置は保育と同じように導入できることは全部導入していくことです。

坪井委員長 他によろしいですか。

実はこれは大事なことで、時間をかけて議論をしていく必要があります。私は少し関わっているから理解できるのですが、このことに関わっていないと、さっぱりわからないというのが実状だと思います。今説明されたところも。少なくともこれは議会で質問された所でもあるのですが、ただ津市は三重県の他市に比べて随分努力されています。他市は国の基準のままとかそういう形が結構多いんです。津市は先程言ったように、5年間かけてちゃんと保育料を上げて行く。保育料は国の基準の68パーセント位ですか。そういったことで、かなり努力してきているなということは確かにあります。ただそういうことがあまりよく、わからないというか。

庄山委員 次に出てくると思うんですけど、延長も公立がするようになるんですよね。それはないんですか。そんなような事がちょっと書いてあったような。次の議題だったかもしれません。

学校教育課長 預かりにつきましては、新制度では幼稚園型一時預かり事業ということで、システムとしてはありますが、今津市は預かりをしているのは、37園の中の11園です。しかもやり方についてもいろいろ課題もあつたりしたりと、その辺りは11園でやっているものについて、どうしていくかという辺りについてちょうど今議論をしている最中です。残りの26園についても、将来的には、預かり保育をしていきたいという方向では議論を進めていこうとは思っているところで、全てが預かりをしているわけではありません。

坪井委員長 教育長

教育長 旧津と旧久居市は、私立幼稚園協会との協議により、これを行うことが出来ないことになっていきますので、ちょっと苦しい立場に置かれています。国の制度が、全部のどの幼稚園でも自由に2時、本当は4時なんですけれども、2時間の預かりをやってよという状況にある中で、旧津と久居は今出来ない状態ですので、郡部の幼稚園で今は預かりをやっていきます。これから27年度に私立幼稚園と協議をしていくこととなります。

坪井委員長 ちなみに3歳児から小学校3年生までで考えてみると。3歳児、4歳児、5歳児、小学校1年生、2年生、3年生この6か年の中で、お姉ちゃんが小学校2年生だとすると、これが第1子。そして、幼稚園で年中さんだったら、この子は第2子で半額。そして、年少さんにいたら、第3子で無料。学校教育ということでは、幼稚園と小学校はつながる。だから保育所だけだったら0歳児から考えるんですね。0歳児から保育所の5歳児まで。5歳児のお姉ちゃんが一番上だったらこのお姉ちゃんが第1子で、3歳の子は第2子となる。例えば、お姉ちゃんが小学校1年生から3年生までだったら、幼稚園へ入れた方がいいかもしれない。半額になるので。そういうことです。保育所になるとルートが違ってしまいます。

庄山委員 それがこれになってきたら、いろいろ考えますよね。よくわかりました。

坪井委員長 ということで、ちょっと

庄山委員 わかりにくいですよ。

坪井委員長 わかりにくいです。でも努力は、かなり津市はされています。保育料を国基準の68パーセント位にしたというのは、保育所とのバランスを考えているということですね。

教育長 これで幼児教育が無償化になったら、涙が出そうです。本当に。

坪井委員長 少しずつ勉強させていただくということで、他によろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 では、議案第16号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の制定については、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 ご異議なきようですので、議案第16号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の制定については、原案どおり承認することとします。

次に、議案第17号 津市立幼稚園に在籍する幼児の預かり保育に係る利用者負担額に関する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長 議案第17号 津市立幼稚園に在籍する幼児の預かり保育に対する利用者負担額に関する規則の制定ということで、まず、第1条でございますが、趣旨としては、この規則は、津市立幼稚園の利用者負担額に関する条例、第4条の規定に基づき、津市立幼稚園に学籍がある幼児で、預かり保育を受けたものの保護者から、同条例第3条の規定により、徴収する預かり保育にかかる利用者負担額に関し、必要な事項を定めるものといたします。利用者負担額でございます。第2条でございます。利用者負担額は、日額200円、ただし生活保護法による、被保護世帯につきましては0円でございます。ただし、同一幼稚園を利用する幼児が2人以上いる場合における、年長者以外の者の利用者負担額は、日額100円です。先ほど言わせていただいたのと同じで、第二子は半額という、それでございます。第2条2です。利用者負担額は、前月分を毎月15日までに納付しなければならない。ただし3月分は同月25日までに納付しなければならない、ということでございます。それから附則でございますが、これは実は経過措置をとっておりまして、いわゆる3歳児ですと、3年間行くということで、3年間経過措置をとっております。ですので、附則の2番にございますが、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までにおける、第2条第1項の規定の適用につきましては、同項200円とあるのは、これは経過措置として100円とし、100円とあるのは50円にするという形で、ございます。説明は以上でございます。

坪井委員長 以上の説明内容について、御質問等はございませんでしょうか。

滝澤委員 預かり保育自体の制度について、希望があれば誰でも預かるのか、あるいは何時間預かるのか、どの程度月の内に制約があるのか、その辺はどうなんでしょうか。

坪井委員長 学校教育課長

学校教育課長 基本的には、教育の2時以降4時まで、それから夏季休業とかその辺りについては、8時間です。

坪井委員長 教育長

教育長 委員おっしゃる国制度なんですけど、本当の国の制度は14時から18時、4時間、それが国が言っている制度です。それで、4時間以内であれば、何時間行っても400円です。それはちょっとどうかというので、うちがつくったのは、2時間4時間標準をつけて、4時間標準なら400円とします。これは私立も関係してきますので。私立は大体4時間されますので、こちらの方は2時間標準を設けて、この2時間標準で200円で軽減措置をつけようというのが16時までです。そんな仕組みにしました。この規則を見ていただくと分かるんですが、津市立幼稚園と書いてありますので、津市立幼稚園は今の段階では4時までしかしません。2時間しかしませんという覚悟でそれがつくってあります。民間の方は何時間やられようが、どういう仕組みになるかと言うと、これは自由裁量がききますので、うちはやられた分だけ補助金を出しますと。この額で何時間やられたので出しますと。年間250日以上、ほぼ毎月です。夏休みはどう考えるかというのは、夏休みの預かりというのは、朝の9時から14時まで、プラス16時までの2時間、こういうイメージです。夏休みにはこの間は、お休みです、ではなくて、来なくてもいいですよとあってありますので、来てもいいわけで、ずっと子ども達が全部子ども達が来ることとなります。利用者負担金もそうなんですけれども、基本的には夏休みの期間であっても、職員は要るし、職員は採用していくので、この間に子どもが居るんだったら面倒を見るのは当然よねと。1円も国は出さないと、そんな議論になりますので、通常の9時から2時までというのは夏休みにみんな子どもが来ても、学校は要ります。ここから先は預かりになります。ここはやっぱり、夏休みでも4時までいてもらったら、200円頂戴するというような仕組みになります。

坪井委員長 学校教育課長

学校教育課長 どういった方が預かりをとということなんですが、今11園やっていると言いましたが、11園が全て何か統一されているわけでは実はございません。基本的には就労であったり、産前産後であったり、そういったことでどうしても子どもを看られないという方がとは思いますが、実際はこの制度もそうなんですが、例えば子育てのためにリフレッシュが必要であるとか、あるいは、津市の中には結構校区が広くて、家に帰ると近くに友達がいないので、預かりで2時間預かっていただいて、子どもたちと遊ばせたいということで、預かりをしてみえるところもありますし、それを認めている園も実はあります。就労ということで厳密に保護者に理解を得てやっているところもあれば、幅広く希望される方はどんどん受け入れますというところもあって、ただ基本については子ども子育ての新しい制度の考え方でいきますと、子育てをとということですので、幅広くみていただかなければならないのかなとは思いますが、その辺りも今後検討課題かなと思います。

坪井委員長 滝澤委員

滝澤委員 4月1日から施行するとなっているので、もう直ちに4月1日からこういう預かり保育が始まるということですか。

坪井委員長 学校教育課長

学校教育課長 先程も言いました、すでに11園については、されていますので。

滝澤委員 料金だけの話ですか。

学校教育課長 そうですね。

坪井委員長 一般的には短時間保育のところの保育所は4時半までですが、4時にした理由とかはあるんですか。

学校教育課長 これもとにかく今が2時から4時までという形になっているんですが、どういう経緯なのかというのは。



教育長 ひょっとするとうちも現在2時までなんです、30分間はお迎えの時間という設定をしてありますので、そういう差かもしれません。預かり事業自体は保育も、幼稚園も一緒に事業になりますので、時間設定とは、4時間、保育園は短いことはないと思いますけれども、4時間設定、6時までが中心だと思えますけれども。

坪井委員長 保育所との絡みで質問したのですが。

教育長

教育長 そもそも根本的に、幼稚園というのは4時間なんですね。預かり時間は。9時から預かったら何時まで預かるのと言ったら、2時までしかないんです。実質津市は公立も私立も5.5時間預かっていますが、そういう意味では長い経過で来ておりますので、そこまでの5.5時間、実は5.5時間なんだけれども、これは4時間分の単価でということに新しい制度の中では、なってしまうということで。延長策で、合わせるといどうなるのと言うのを、本来いくと、2時間足すともう少し短い。厳密にいくと。というのが内実としてあります。

坪井委員長 最後の一つ。国の施策に誘導されている気配がものすごくするんですよ。やはり教育の視点で考えると、2時までには幼稚園というのは預かって、そして、2時以降はご家庭に返して、家庭の中でやってくださいよというのが本来の趣旨だと思うんです。それが段々保育所化し、それに少し乗っかっていくような形になってきているように思うのですよ。もちろん、保育所は保育所の良さが私はあると思います。何か基本的に幼稚園の教育が預かり保育の方向にどんどんいくことが、本来本当に良いことなのかという、基本的なスタンスとして、私は考えなくてはならないという感じがすごくするんです。何か預かってあげることで、子どもたちを集めてくるという、そうしなければなかなか幼稚園は経営していけないかもしれないけれども。本末転倒のような感じが個人的にはします。

学校教育課長 ただ、子ども子育てという新しい制度の中で、幼稚園は幼稚園、保育所は保育所という形で考えていくことはもう出来ないのです、幼稚園、保育所ともに考えていくというか。保育所が非常に厳しい状況がありますので、その中で一体幼稚園は何が出来るのかという議論も十分していくことで、その中で、例えば、2時にお迎えがちょっと後になれば何とかパートが出来るのにな

というふうな現状も実はたくさんありまして、その辺りも幼稚園の方にはもちろん研修もしながら教育の向上もしていかなければならないんですが、その辺りについても、幼稚園だけで考えることはできないなという辺りで、幼稚園の先生方と話をしているような状況があります。

教育長 委員長おっしゃるのは、今回の制度の中ではうちでいう2時までは学校教育論、幼児教育、で、そこから以降は教育じゃないので、単に子どもが居るだけです。担任も1人居れば、20人まで看られるみたいなイメージ、そうすると保育所とどこが違うのということなので、これがもし公立の幼稚園が4時間延長したら、保育所と同じくらい預かれるわけです。本当は働いているので、保育所に行くべき要件の人が、幼稚園に居るじゃないかということで、じゃあこの人は特例措置を使うの、本当の幼稚園なのか、ややこしい話がいっぱい出てくるんです。委員長おっしゃるのは、それが国の一つの狙いではないのかという、これは十分杞憂するところです。

坪井委員長 今日どうのということではないのですが、教育委員会サイドとしては、教育のような視点も常に置いていかなければならないかなと思います。いくつか沢山こればかりというわけにもいきませんので、他によろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 他によろしいでしょうか。では、議案第17号 津市立幼稚園に在籍する幼児の預かり保育に係る利用者負担額に関する規則の制定について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 ご異議なきようですので、議案第17号 津市立幼稚園に在籍する幼児の預かり保育に係る利用者負担額に関する規則の制定については、原案どおり承認いたします。

坪井委員長 議案第18号 平成27年度津市学校教育推進計画について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 教育研究支援課長でございます。議案第18号平成27年度津市学校教育推進計画について、御説明をいたします。まず、この教育推進計画につきましては、策定の趣旨のところにもございますように、平成20年3月に津市総合計画が策定されておりまして、それを受けて、教育委員会で平成20年12月に津市教育振興ビジョンを、さらに、平成25年度に、前半の成果や課題を踏まえまして、後期基本計画を策定しております。この中で、地域とともにある学校づくりの推進、これは、これまでのかがやきプロジェクト等で培ってきました地域との連携組織です。また、小中一貫した教育推進、これらのことが示されておりまして、こちらを津市が選びました学校教育充実の共通の手法として位置付けていきたいと思っております。この地域連携を土台として、小中一貫教育という手法を平成29年度に向けて、市内全域で展開していきたいというふうに考えております。後ほど改めてご説明させていただきますが、この計画では、学校での取り組み、それから教育委員会での取り組みというもの上下に分けてお示ししておりまして、これらの取り組みをしっかりと進めることで、次代を担う子どもたち一人一人が、自らの力で幸せな将来を築ける確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく身につけることができるようにしていきたいと考えております。冒頭の部分でお話ございました総合的な学力という点につきまして、この計画は、学校に向けての計画ですので、総合的な学力という言葉は、ここには敢えて使っておりません。1ページを御覧ください。地域連携という土台を元に、今後、小中一貫という縦の繋がりをしっかりと市内全域に作っていくということと、授業改善、指導方法の工夫については、非常に大事なことになってくるということを示しております。さらに、2ページ、3ページについては、一応、推進計画の中身を一覧していただけるページとさせていただいております。総合計画や推進計画で示されている学校教育の推進については、3つのカテゴリーになっておりまして、信頼される学校づくりの推進、教育内容の充実、教育環境の整備・充実となっております。それを踏まえ、さらに細かく割っておりまして、3ページにありますように項目を作っております。昨年なかった項目としては、信頼される学校づくりの推進の目標2の中の(5)、地域における人権教育の推進でございます。それから重点と書いてありますものが左側に並んでおりますが、これに絡むものとして、教育委員会が特に今年度重点とするものとして、継続した重点もあるのですが、今年度新たに入れておりますものは、重点の3と4、土曜日の教育活動の実施と地域人権ネットワークの構築、それから、重点の5タブレット型パソコンの導入、重点の10読書ファイルの活用による読書活動の推進、さらに、重点の11ネット環境について考える取り組みの推進というふうにさせ

ていただいております。この中には、予算の絡むものとそうでないものがございまして、例えば、ネット環境について考える、これは、津市でスマートフォン等の所持率等をいろいろ全数調査いたしました結果、かなり所持率が県内でも高いということが分かってまいりまして、来年は、是非、中学生でこういったことを考えるサミットのな会議を開きまして、年間4回ぐらい中学生を各学校から2名代表者を集めまして、中学生がこういう情報機器についての利用活用の安全宣言のようなものを発信したいと考えておりまして、予算は特に必要ないものですが、示しております。4ページのところからが本題なのですが、すべてのページを説明すると時間が足りませんので、一部についてご説明させていただきます。このページの構成でございまして、例えば、4ページを御覧ください。ここでは小中一貫した継続的な教育の推進ということで、昨年度から引き続きの取り組みなんです、上の四角の囲みは学校・園での取組としております。学校の校長先生や教務の担当者等では細かく説明いたしますが、この1つの目標、小中一貫した継続的な教育の推進をしていくにあたって、まず、学校でやっていただきたいことがこの四角の中にあります。それから、それを支援したり、指導したりする立場で、教育委員会事務局が何に取り組むかが、その下の二重線の四角にお示ししてあります。このような構成で、4ページ以降をお示ししております。例えば、先ほど、新たに追加したとご説明したものは、5ページでございまして、上の四角の(5)でございまして、地域における人権教育の推進をお示ししております。下の四角の教育委員会の取り組みについては、先ほど重点でもご説明いたしました点をお示ししており、このような構成で13ページまでお示ししております。14ページ、15ページを御覧ください。これまでお示した5つの目標に関連する施策や事業はどんなものがあるのかということを一覧表にまとめたものでございます。最終ページに載っておりますのは、教育振興ビジョンの基本構想にある目標でございまして、今後、まずは、電子媒体で各学校にお送り、各学校がこれをしっかり認識いただいた上で、各学校が教育目標を作る上でこれを参考にいただければと、また、今後開催を予定しております様々な研修会でその推進計画を活用していきたいと考えております。以上でございます。

坪井委員長 御質問ございませんでしょうか。こちらは、今日、初めてですか。非常に言いづらいのですが、滝澤委員さんは初めてですし、ちょっと時間をかけて、ある程度目を通してからでないと、僕らもそうですし、課長、忙しいので申し訳ないですけど、僕も今これを見て直観で意見を言っても議論になりませんので、何とかありませんかね。これから総合教育会議もあるし、我々としてもしっかりと学習して臨んでいかなければいけません。ただ単に説明しまし

たよということでは、これからの教育委員会としては駄目ですので、去年とだいたい一緒だということかもしれませんが、今から滝澤委員も御質問されると思いますが、

滝澤委員 それでは御質問させていただいてよろしいでしょうか。小中一貫教育が1つの目標になっているのですが、例えば4ページで、中学校区で一貫した教育の推進ということで、中学校区で設定しためざす子ども像の実現に向けてとあるのですが、これは、一貫教育を実施する中学校を中心とした校区の中で、それぞれの校区においてめざす子ども像を作るとということなのですか。

教育研究支援課長 小中一貫教育を1つの手法として取り入れるが決まってから、各校区では職員が地域で話し合いを進めておまして、各校区ごとにこの各校区の子ども達のめざす姿を共通の目標として作っております。

滝澤委員 そうすると推進中学校区を10中学校区に拡大するということ、この10の中学校区のそれぞれでめざす子ども像があるわけですか。

教育研究支援課長 今、10中学校区全てのめざす子ども像の資料をお持ちしておりませんが、それぞれのめざす子ども像がございます。子ども達の確かな学力、豊かな心を育む部分、健康や体力を育む部分、そういった知徳体のバランスのとれた子どもを育てていくという大きな目標から外れた目標はございません。地域によっての子ども達の気質の若干の違い、例えば、大人しくて遠慮がちで自分の意見が言えない子ども達が多い場合には自己表現力をしっかりつけるとか、仲間作りのところで課題があると思われる場合には仲間作りであるとか人権について考えるとか、そういった文言を入れるとかで、各学校の先生が共通の目標として定めております。

滝澤委員 大きなもの、基本となるものは、まず、変わらないということですか。

教育研究支援課長 そうです。学校教育ですので、学習指導要領でめざすところはありますので、極端に全く違う目標といったものはありません。

滝澤委員 それは、ある時期に出そろうものなのですか。

教育研究支援課長 もうめざす子ども像というものは出そろっております。

滝澤委員 そういっためざす子ども像を私達が目を通す機会はどのようなところなのですか。

教育支研究支援課長 学校推進計画やそういった計画にはまた載せていきます。

庄山委員 重点目項目のようなものを16挙げてもらっています。例えば、全中学校区に一人ずつの図書館司書ということについて、これは5、6年かけてですか、全ての全校区でなかったものが徐々に予算を付けていただいて、今は全校区になったという状況ですか。

教育研究支援課長 中学校区は20校区でございまして、校区が狭い校区には併任をしております、図書館司書は19名でございます。

庄山委員 重点10として、読書ファイルの活用による読書活動の推進とあります。とっていいことで重要だと思うのですが、図書館司書の方々の働きとといいますか、5年間経ったところで、評価とか見直しというものはいかがですか。このような重点項目を定めるについて、そのような見直しとか反省というか、そのようなことをしてもらっているかどうか、予算に見合うような活動ができているのかどうかということはどうなのですか。

教育研究支援課長 図書館司書が全ての中学校に配置されて、また、学校には担当者もおりますし、さらに図書館ボランティアの方もございます。支援課のほうでは、そのような推移を見るためのアンケートで評価しつつ、研修会もさせていただいております。研究会では、司書の方だけの場合もございますし、司書プラス担当者や図書館ボランティアの方までもご参加いただく研修会もございます。この読書ファイルを導入した時から、是非、これを有効に活用して、せつかく予算を付けていただいたのですから、研修もしっかりおこなって参りたいと考えております。

庄山委員 校長会は校長会で、教頭会は教頭会でそれぞれお話をしたり、また、担当者レベルでもお話をするのですけれど、それぞれの担当者に教育委員会が直接話をしてもらわないと、せつかく重要な施策で、今年はこのように重点で行こうとしても、なかなか各学校に下りていかないというところがあるのです。ですので、是非、そういった担当者を集めて、重点項目、タブレットやパソコン関係といったことになるのかもしれませんが、研修会を行っていただきたい。

例えば、小中一貫教育も私達は一生懸命言っているのですが、学校ではまだなかなかで、課題はかなり見つかったんで、今年は課題解決のために一生懸命頑張っていたのだからと思うのですが、なかなか学校には下りていかない部分がございます。この間も報告会を聞かせていただきましたけれども、これもしている、あれもしている、といことばかりで、では、来年に向けてどうなのといったことはなくて、いろんなことをしているのは分かるのですが、来年も繰り返すのといったこともあります。そのような点を大変感じましたので、担当者を集めて考えたりする研修会を是非していただきたいなど、全体を見て、思いましたので、是非、よろしくをお願いします。

教育研究支援課長 前に進めるような形で努力してまいりたいと考えております。

松本委員 タブレット型のパソコンの導入について、結構な予算を使うものなのかなと思うので、ハード面もあるのですが、先生が授業でこれを使うとき、どのような効果があって、どういうふうに使えば有効かということを議論しないと、予算を使って、ただ単に10分間おもちゃみたいになってしまいます。先生に対しての研修というか、先生の技術の向上みたいなものを考えていかなければいけないのでは。

教育研究支援課長 このタブレット型につきましては、平成25年に導入したもので、普通教室に持ち出せる、折り返せるリバーシブルタイプのもので、普通教室において、無線ランで使えるものです。平成25年度に10校に導入して、そこで実践を始めております。特に、千里小学校で盛んに使っていただいております。導入されてから、どう使うのはいけませんので、その点は、財政からも言われており、この年度末にも研修を実施しております。機器を導入する学校の情報関係担当者にも、すでに研修を2回実施し、夏休みまでにも何回か研修を実施する予定です。しっかりと受入れ体制、活用計画をちゃんと作った上で、研修も行い、進めていきたいと考えております。

坪井委員長 私からいいですか。今回の教育方針は、非常に斬新な形でスリム化して、教育委員会としてどう訴えていったらいいのか、かなり練られていたと思うのです。そういう姿勢というか、方針を受けて、この学校教育推進計画も練られているかなと思ったのですが、せっかく教育方針で、市長部局との連携、私は迎合とかそういう意味じゃないと思いますし、義務教育の枠を超えて、もっと広く津市の教育を謳ったわけじゃないですか。その割に旧態依然として

項目が変わっているぐらいで、これが非常に残念です。間違っていないと思うのですが、やはり常にいろんなものと連動していかないとおかしいのではないかと。周知徹底させることも大事ですけども、やっぱり新しい方向性というか、これから教育委員会としてはこんな方向性でいきますよということを学校長にも伝えて欲しいのです。これであれば、今までの細かいことを、これでちゃんとやってくださいねといったメッセージだけで終わっていて、いや、むしろメッセージがないですよね。それをむしろ期待していたのですが、それを感じられない。どのように書くかは分かりませんが、もっと重点的に、今年はこの中でもこれを重点的にやって欲しいとかいった伝え方をしたほうがいいと思います。全然、事務局のほうが変わっていない。市長部局のほうも、どんどん、どんどん動いて行って、こちらがそれに動かされている。そうじゃなくて、我々が内部からもっと働きかけるような動きをしたいなという感じがすごくします。細かいことはお任せしたいと思うのですが、以上です。他にどうでしょうか。

教育長 ありがとうございます。例えば、13ページの幼保一体化の推進なんていう表現については、何年か前のものが残っているだけだと思いますので、あり得ないですので、一部訂正をさせていただきます。ちょっと文言の整理をさせていただきます。

坪井教育委員長 お忙しいのは重重承知の上なのですが、是非、新しい動きというか、方向性をお願いしたいと思います。他によろしいでしょうか。事案第18号 平成27年度津市学校教育推進計画について原案どおり承認することにしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

坪井委員長 はい、それでは、事案第18号 平成27年度津市学校教育推進計画について原案どおり承認いたします。